

お知らせ Information

NO.56

青森県最低賃金改正のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、青森県の最低賃金が下記のとおり改正されますので、お知らせいたします。

敬具

記

1. 最低賃金 時間額 1,029円（改正前 953円・76円引き上げ）
2. 改正時期 2025年11月21日（金）から
3. 注意事項
 - 一、青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。
 - 二、製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。

【お問合せ先】

青森労働局労働基準部 賃金室

TEL：017-734-4114

以上

〈 協同組合青森総合卸センター 〉